

緑税務署から確定申告のお知らせ

# スマホ

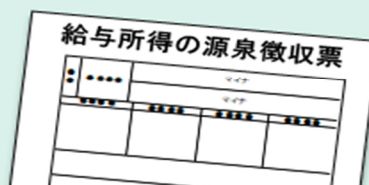
## で確定申告！！



スマホカメラによる  
**源泉徴収票の自動読み取り機能**が追加！



かざして入力  
とっても便利！！



**マイナンバーカードはお持ちですか？**

まだお持ちでない方は、税務署でID・パスワードを取得してください。

詳しくは国税庁ホーム  
ページへアクセス⇒⇒⇒

国税庁



緑税務署の申告作成会場 開設期間 2/4（金）～3/15（火） 受付 8:30～16:00 相談 9:15～

なお、ご来場される方（※）は、3月になりますと**大変混雑**しますので**2月末**までにお越しください。※**入場整理券**が必要です。

入場整理券  
事前発行はこちら

緑税務署 〒225-8550 横浜市青葉区市ケ尾町2-2-3 ☎045(972)7771（代表）  
※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。



## 1 税理士による無料申告相談会場

| 開催期間              | 会 場       | 最寄り駅          | 時 間                                               |
|-------------------|-----------|---------------|---------------------------------------------------|
| 1月25日(火)～1月27日(木) | 緑スポーツセンター | 中山駅【JR横浜線】    | 【受付】 9:15～<br>【相談】 9:30～16:00<br>(休憩:12:00～13:00) |
| 2月3日(火)～2月5日(木)   | 都筑公会堂     | センター南駅【市営地下鉄】 |                                                   |

- 事業、不動産及び雑所得がある方で、令和2年分の所得金額が300万円以下の方の所得税及び復興特別所得税の申告（前記に該当する方で、個人事業者の消費税の申告を含む）で緑税務署に申告される方。
- 年金受給者、給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告（年金・給与収入が、800万円以下の方）
- **譲渡所得（土地・建物・株式などの譲渡）などの相談内容が複雑な場合は、相談をお受けできません。**

## 2 東京地方税理士会緑支部による無料申告相談会場

| 開催期間    | 会 場      | 最寄り駅       | 時間                                           |
|---------|----------|------------|----------------------------------------------|
| 2月7日(月) | ハウスクエア横浜 | 中川駅【市営地下鉄】 | 【受付】9:45～ 【相談】10:00～15:00<br>(休憩12:00～13:00) |

- 年金収入のみの方及び年金や給与収入がある方の医療費控除の還付を受けられる方（年金・給与収入が800万円以下の方）
- **事業所得、不動産所得及び譲渡所得（土地、建物及び株式）のある方は相談をお受けできません。**

### ※ 事前申込

- 事前申込サイトから、**オンラインによる事前申込を令和4年1月5日（水）**から受け付けます。  
なお、**電話での受付は行っておりません**ので、ご注意ください。
- オンラインによる事前申込についてのお問い合わせは、**東京地方税理士会（045-243-0511）**又は**東京地方税理士会緑支部（045-507-8773）**へお願いします。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、是非、オンラインによる事前申込をご利用ください。

事前申込サイト



[https://coubic.com/tochi106/booking\\_pages#pageContent](https://coubic.com/tochi106/booking_pages#pageContent)

### ※ 来場される場合の必要書類等

- 計算器具、筆記用具及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類の写し）
- 年金または給与所得の源泉徴収票や医療費控除の明細書など申告に必要な書類
- 過去に電子申告を利用された方は、利用者識別番号（半角数字16桁）と暗証番号のわかる書類
- 本人名義の金融機関口座番号のわかるもの
- 前年分の確定申告書等の控え
- 事業、不動産、雑所得がある方は、これらの計算の基となる書類をお持ちください。
- 個人事業者の消費税を相談される方で、簡易課税制度を選択されている方は、選択届出書の控えをお持ちください。

### ※ 各会場の注意事項

- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
- 来場者のための駐車場のご用意はございません。

## 年末調整済みの給与所得者の医療費控除の還付申告は各区役所で作成と受付ができます！

| 緑 区              | 青 葉 区    | 都 筑 区                 |
|------------------|----------|-----------------------|
| 緑区役所<br>3階 3A会議室 | 青葉区役所 3階 | 都筑区役所<br>3階 第6会議室・研修室 |

【期 間】2月16日（水）～3月15日（火）

【受付時間】9:00～11:30、13:00～16:00 ※土・日及び祝日を除く

- 給与所得の源泉徴収票、医療費控除の明細書、本人名義の金融機関口座番号のわかるもの及びマイナンバーに係る本人確認書類の写しをお持ちください。
- ※ 各区役所の駐車場は有料です。
- ※ 青葉区役所では、上記以外の確定申告書についてもお預かりのみ行います。